

令和6年（ワ）第6807号・令和7年（ワ）第9801号 投稿記事削除等請求事件
原告 部落解放同盟大阪府連合会 外4名
被告 宮 部 龍 彦

準備書面4

（「おそれ」は救済され、現実の差別は許されるのか）

大阪地方裁判所第22民事部合議2係 御中

令和8年5月7日

被告 宮部龍彦

被告は、乙63号証ないし乙71号証を提出し、原告らが主張する「差別のおそれ」及び「不安感」を理由として、本件各投稿の削除及び将来の公表差止めを認めることの危険性について、以下のとおり主張する。

第1 本書面の要旨

1 救済範囲の判断に直結する主張であること

本書面は、乙63号証ないし乙71号証に基づき、原告らのいう「差別のおそれ」及び「不安感」を広く法的救済の根拠とすることの危険性を具体的に主張するものである。

本書面が明らかにする核心は、原告らが本件で求める削除及び将来公表禁止が、被告の表現活動、取材活動、政治活動及び社会参加に対して、どのような現実的萎縮効果を生じさせるかという点である。

原告らは、本件各投稿により、当該地域に関係する者が差別を受けるおそれ又は不安感を抱くとして、削除、将来公表禁止及び損害賠償を求めている。しかし、原告らは、本件各投稿によって、誰が、いつ、どこで、どのような具体的差別又は具体的損害を受けたのかを特定していない。

本件で原告らが問題にしているのは、被告が原告ら又は地域関係者に対し、就職差別、結婚差別、取引拒絶、入居拒絶その他の具体的差別行為をしたという事実ではない。全国部落調査事件においても、問題とされたのは、被告ら自身が誰かに対して直接の差別行為をしたという事実ではなく、地域情報の公表により、訴訟当事

者以外の不特定多数又は第三者が将来差別する可能性、及びそれに伴う不安であった。

これに対し、被告については、前訴判決や「差別が拡散するおそれ」という評価を背景として、通常の候補者報道からの別扱い、人格全体を「差別者」「レイシスト」と位置付ける報道及び落選運動、市民活動からの参加拒否が、現に発生している。

とりわけ乙67号証掲載写真では、被告の目の前に「アホカス差別野郎」と大書したプラカードが掲げられている。これは、抽象的な「差別のおそれ」ではなく、被告本人に向けられた現実の侮辱であり、人格攻撃である。

裁判所が本件で判断すべき核心は、この非対称性である。抽象的な不安や将来の第三者による差別可能性を理由に、被告に広範な削除・差止め・賠償責任を負わせる一方で、原告らの訴訟活動及び前訴判決が呼び水となり、同じ「差別のおそれ」という評価が被告本人に対する具体的な差別的・迫害的排除として作用している事実を無視することはできない。

2 本件で裁判所が考慮すべき点

原告らは、本件各投稿により、当該地域に関係する者が差別を受けるおそれ又は不安感を抱くとして、削除及び将来の公表差止めを求めている。

しかし、抽象的な「おそれ」や「不安感」を広く法的救済の根拠とし、さらに将来の表現行為の差止めにも結び付けることには、極めて慎重でなければならない。

なぜなら、そのような判断は、単に当該記事又は動画の削除にとどまらず、「被告の同和行政、部落問題、人権行政、反差別運動に関する取材・批判は差別拡散のおそれがある」という社会的評価を強め、以後の被告の表現活動、政治活動及び社会参加を広範に制約する根拠として用いられるからである。

乙63号証ないし乙71号証は、その危険が抽象的な懸念ではなく、既に現実化していることを示すものである。

第2 乙63号証ないし乙71号証により明らかな事実

1 報道機関による通常の候補者報道からの別扱い

(1) 乙63号証について

乙63号証によれば、神奈川新聞は、川崎市長選挙において被告を候補予定者として取り上げながら、被告について、「差別が拡散する恐れがあるため、異なる扱い」とする旨の「おことわり」を掲載した。

これは、単なる批判記事ではない。選挙における候補者報道において、特定候補者だけを通常の報道と異なる扱いにすることを、報道機関自らが明示したものである。

(2) 乙64号証について

乙64号証によれば、神奈川新聞は、川崎市長選挙の候補者紹介記事において、他の5名の候補者については、顔写真、経歴、政策、人物像等を通常の候補者紹介として掲載した。

これに対し、被告については、同一形式による候補者紹介を行っていない。

候補者紹介は、有権者が候補者を比較し、政策を判断するための基本的情報である。そこから特定候補者だけが同列の形式で扱われないことは、当該候補者の政治的表現及び有権者への情報伝達に影響を及ぼす。

(3) 乙65号証について

乙65号証によれば、候補者アンケートにおいても、他の候補者の回答は掲載される一方、被告の回答は同じ形式で掲載されていない。

これもまた、被告の個別の政策内容に対する反論ではない。被告を他候補と同じ枠組みで政策を比較される対象から外す取扱いである。

(4) 「差別が拡散するおそれ」という理由付けが現実の別扱いに用いられていること

乙63号証ないし乙65号証により明らかなのは、「差別が拡散するおそれ」という抽象的理由付けが、特定候補者を通常の候補者報道と別扱いする根拠として現実に用いられているという事実である。

本件において裁判所が、具体的な権利侵害の特定を欠いたまま、「差別のおそれ」又は「不安感」を理由として広範な削除及び将来公表禁止を認めれば、その判断は、被告を公的言論空間からさらに別扱いし、排除する社会的根拠として利用されることになる。

2 「差別者」「レイシスト」としての標識化及び落選運動

(1) 乙66号証について

乙66号証によれば、カナロコは、被告について「レイシスト」「差別主義者」等と表示し、市民らが被告に投票しないよう落選運動に取り組んだことを報じている。

同記事は、道行く人々に対し、「演説しているのは差別主義者です」「差別には一票たりとも入れてはいけません」などと注意喚起したことも報じている。

ここで問題となるのは、被告の政策に対する反論や批判ではない。被告という人物を「差別主義者」として標識化し、その評価を理由として、選挙における政

評価を根拠として、公衆の面前で被告本人を侮辱し、通常の政治的言論空間から排除する行為まで正当化されている。

(3) 乙68号証について

乙68号証によれば、被告について「市長選に出る資格ない」とする批判が掲載されている。

これは、被告の特定政策に対する批判にとどまらない。被告の候補者としての資格や適性そのものを否定する趣旨の社会的評価である。

民主制のもとでは、候補者の政策は厳しく批判され得る。しかし、候補者の主張を「差別のおそれ」と結び付け、その者にはそもそも立候補資格がないかのように社会的に位置付けることは、政治的言論に対する強い排除効果を持つ。

(4) 乙69号証について

乙69号証によれば、投票直前の時期に、被告を排外主義者ないし差別扇動者と位置付け、レイシスト以外の候補者への投票により差別に反対する意思を示すことができるとする趣旨の記事が掲載されている。

投票直前の時期に、特定候補者を「レイシスト」と位置付け、それ以外の候補者に投票することが差別反対の意思表示になると報じることは、被告の選挙運動及び政治的評価に直接影響する。

ここで重要なのは、前訴判決及び「差別のおそれ」という評価が、被告を政治的選択肢から外すための言説として現実に用いられていることである。

(5) 乙70号証について

乙70号証によれば、川崎市長選挙後も、被告について「一般に支持広がらず」「供託金は没収」等とする記事が掲載されている。

選挙期間中に通常の候補者報道と異なる扱いを受け、「差別者」「レイシスト」と表示され、落選運動の対象とされ、その後も否定的評価を伴う報道が継続していることは、被告に対する排除が単なる抽象的危惧ではなく、現実の社会的事実であることを示す。

3 前訴判決を理由とする市民活動からの排除

(1) 乙71号証について

乙71号証は、全国市民オンブズマン連絡会議包括外部監査評価班が、被告に対し、同評価班への参加を見合わせる旨を通知した文書である。

同文書は、参加見合わせの理由として、被告が代表を務める示現舎による被差別部落の地名に関する書籍出版やウェブサイト掲載がプライバシー侵害に当たると裁判で認定されたこと、及び被告が「ヘイトスピーチ解消法・禁止条例の廃止」等を主張していることなどを挙げている。

(2) 前訴判決が市民活動からの排除理由として用いられていること

乙71号証は、前訴判決が、当該訴訟における当事者間の損害賠償又は差止めの判断にとどまらず、被告を市民活動から排除する理由として現実に用いられていることを示す。

被告の不利益は、将来の抽象的懸念ではない。前訴判決及びこれに関連する「差別者」「レイシスト」との評価を理由として、現に、市民活動への参加を拒否されている。

この現実は、本件で削除及び将来公表禁止の範囲を判断する際に重視されなければならない。

第3 「差別のおそれ」論が現実に生む排除効果

1 原告らの主張は、具体的被害ではなく抽象的な連鎖を前提としていること

原告らは、本件各投稿が特定地域と被差別部落性を結び付け、これにより当該地域に関係する者が差別を受けるおそれ又は不安感を抱くと主張する。

しかし、原告らは、本件各投稿により、誰が、いつ、どこで、どのような就職差別、結婚差別、取引上の排除、地域社会からの排斥その他の具体的被害を受けたのかを特定していない。

原告らの主張は、要するに、地域情報が公表されると、将来、第三者がこれを用いて差別する可能性があり、その可能性に対する不安感が生じるという抽象的な連鎖を前提としている。

これは、全国部落調査事件における議論とも共通する。同事件でも、問題とされたのは、被告らが個々の原告に対し、就職差別、結婚差別、取引拒絶等の具体的差別行為をしたという事実ではない。問題とされたのは、地域情報の公表により、訴訟当事者以外の不特定多数又は第三者が将来差別をする可能性、及びそれに伴う不安であった。

すなわち、本件でも前訴でも、被告側に向けられている非難の中心は、被告自身が直接差別をしたというものではなく、第三者による将来の差別可能性である。

2 これに対し、被告に対する排除は具体的に発生していること

他方で、乙63号証ないし乙71号証が示す被告に対する不利益は、抽象的なものではない。

被告は、実際に、通常の候補者報道と異なる扱いを受け、候補者紹介及び候補者アンケートにおいて他候補と同じ形式で扱われず、「差別者」「レイシスト」と表示され、落選運動の対象とされ、市民活動への参加を拒否されている。

しかも、その理由付けとして用いられているのは、まさに前訴判決及び「差別のおそれ」「差別拡散のおそれ」という評価である。

したがって、本件で裁判所が考慮すべきなのは、原告ら側が抽象的に述べる不安感だけではない。原告らの訴訟活動及び前訴判決が呼び水となり、被告自身が「差別者」「レイシスト」と標識化され、報道、選挙、市民活動から排除されるという、具体的な差別的・迫害的取扱いを受けている現実である。

抽象的な差別のおそれには削除、差止め及び賠償という強い救済を与えながら、同じ「反差別」の名の下で現に発生している被告への別扱い、排除、参加拒否については何ら考慮しないという判断は、法の下での公平性の観点からも相当でない。

3 「反差別」の名の下で、被告の表現主体性そのものが否定されていること

乙63号証ないし乙71号証に共通するのは、被告の個別の発言又は記事内容に対する具体的反論にとどまらず、被告という表現主体自体を「差別者」「レイシスト」として位置付け、その者の発言、政策、取材、活動を通常の言論空間から外すという構造である。

これは、本件の救済範囲を判断する上で重大である。

原告らの請求は、単なる過去記事の一部削除ではない。原告らは、記事及び動画の削除に加え、ウェブサイトへの掲載、書籍の出版、出版物への掲載等の一切の方法による将来公表禁止を求めている。

このような請求が認められれば、被告は、同和行政、部落解放運動、地域史、人権行政、補助金、公共施設、行政と団体の関係等について、今後も取材し、論じ、批判することを強く萎縮させられる。

しかも、乙63号証ないし乙71号証が示すとおり、裁判所の判断は、被告の表現活動全体を「差別拡散」と位置付ける社会的根拠として用いられる。

4 裁判所は、この副作用を軽視すべきでないこと

裁判所の判断は、当該訴訟の当事者間において法的効果を有する。しかし、社会的には、特定の表現者又は活動家を評価し、排除するための根拠として用いられる。

本件のように、表現活動の削除及び将来公表禁止が問題となる事案では、その副作用を軽視することはできない。

裁判所が「差別のおそれ」又は「不安感」という抽象的な概念だけで広範な差止めを認めれば、その判断は、被告に対し、「この人物の同和行政に関する言論は差別拡散であるから、通常の報道、政治活動、市民活動から外してよい」という社会的根拠を与えることになる。

本件で求められている救済は、そのような効果を持つ。したがって、削除及び将来公表禁止の可否は、原告らの抽象的評価や社会的非難によってではなく、個別の原告、個別の記事又は動画、個別の記載又は場面、具体的権利侵害、必要最小限の救済範囲に基づいて、厳格に判断されなければならない。

第4 本件請求に対する法的評価

1 抽象的な「おそれ」だけでは一括削除及び将来公表禁止は認められないこと

原告らは、本件各投稿により差別を受けるおそれ又は不安感が生じると主張する。

しかし、人格権に基づく削除及び差止めは、具体的な権利侵害に対応する範囲に限られるべきである。とりわけ、将来公表禁止は、表現行為に対する事前抑制に近い効果を有するものであり、その範囲は厳格に限定されなければならない。

名誉毀損表現に対する出版等の事前差止めさえ、最大判昭和61年6月11日（民集40巻4号872頁）は、表現内容が真実でないか又は専ら公益を図る目的のものではないことが明白であり、かつ被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被るおそれがある場合など、厳格な要件の下でのみ許される旨を示している。

本件で原告らが求める将来公表禁止は、名誉毀損表現の一部差止めにとどまらず、同和行政、地域史、公共施設、団体活動、補助金、行政資料、公刊資料等に関する将来の表現行為を広く萎縮させるものである。これらは、少なくとも公共の利害に関する議論の対象となる事項を含む。

したがって、原告らが「差別のおそれ」又は「不安感」を述べるだけで、記事又は動画全体の削除及び将来の一切の公表禁止が認められることはない。

2 抽象的評価を理由とする一括差止めは許されないこと

原告らは、本件各投稿について、「暴露」「喧伝」「差別を社会的に拡大させる意図」「部落＝怖い・環境が悪いというイメージをかきたてる」などと評価する。

これらの評価は争う。

仮に、個別の記事又は動画の一部について、特定個人の識別可能性やプライバシーとの関係で検討を要する箇所があるとしても、その判断は、当該箇所ごとに行われるべきである。

原告らの抽象的評価を理由として、記事群又は動画群全体を一括して違法とし、さらに将来の同種表現一般を禁止することはできない。具体的な権利侵害を特定せず、「差別のおそれ」という評価だけで表現主体と表現分野を丸ごと差し止めることは、差止めの限界を超える。

3 9801号事件では、団体原告による地域単位の差止めとして、さらに慎重な判断が必要であること

令和7年（ワ）第9801号事件では、個人原告は存在せず、西郡支部、西成支部及び野崎支部の3支部のみが原告である。

同事件で原告らが求めているのは、3支部に直接関係する特定記事の限定的削除ではない。大阪府内の複数地域に関する記事及び動画を一括して削除し、さらにウェブサイト、書籍、出版物等の一切の方法による将来公表禁止を求めるものである。

ここで、3支部の主張する「不安感」又は「差別のおそれ」を理由として広範な削除及び将来差止めを認めれば、個々の権利主体の具体的権利侵害を審理しないまま、私的団体に地域単位の表現差止権を与えることになる。

その効果は、単に本件各投稿にとどまらない。被告が今後、大阪府内の同和行政、支部活動、行政資料、公刊資料、公共施設、補助金、地域史等について論じること自体を強く萎縮させる。

乙63号証ないし乙71号証は、その萎縮効果が現実に生じることを示す具体的証拠である。

4 仮執行宣言を付すことは特に相当でないこと

原告らは、削除及び公表禁止についても仮執行宣言を求めている。

しかし、削除は一度実行されれば、原状回復が困難である。記事又は動画が削除されれば、その後に上級審で被告が勝訴しても、表現行為への制約は既に発生している。

将来公表禁止について仮執行宣言を付せば、被告は本案確定前から、同和行政、部落問題、人権行政、反差別運動等に関する表現活動を著しく制約されることになる。

乙63号証ないし乙71号証が示すとおり、被告は既に、前訴判決及び「差別のおそれ」という評価を理由として、通常の候補者報道と異なる扱いを受け、落選運動の対象とされ、市民活動から排除されている。

そのような状況で、本件においてさらに広範な削除及び将来公表禁止に仮執行宣言を付すことは、被告の表現活動及び政治活動に対する萎縮効果を決定的に拡大するものであり、到底相当でない。

5 第三者の反発は被告表現の違法性を基礎づけないこと

原告らは、本件各投稿が社会に差別を拡大させると主張する。

しかし、第三者が被告を「差別者」「レイシスト」と呼び、被告の活動から距離を置き、被告を排除する動きが生じていることは、被告表現の違法性を基礎づけない。

それはむしろ、抽象的な「差別のおそれ」論が、具体的な表現内容の検討を離れて、表現主体そのものを排除する方向に転化し得ることを示す。

本件で裁判所が判断すべきなのは、被告が社会的に非難されているかどうかではない。誰の、どの権利が、どの記事又は動画の、どの部分によって、どの程度侵害されたのかである。

その基本的審理を経ないまま、原告らの抽象的評価及び社会的非難をもって、削除及び将来公表禁止を認めることは許されない。

第5 結語

乙63号証ないし乙71号証により明らかなどおり、前訴判決及びこれに基づく「差別者」「レイシスト」との評価は、被告を通常の候補者報道と異なる扱いにし、落選運動の対象とし、市民活動から排除する理由として、現実に用いられている。

これは、被告が抽象的に危惧している将来の不利益ではない。現に発生している不利益である。

原告らは、本件各投稿により、当該地域に関係する者が差別を受けるおそれ又は不安感を抱くとして、削除及び将来公表禁止を求めている。しかし、原告らは、具体的な差別被害、具体的な権利侵害、具体的な損害、個別の記事又は動画との対応関係を十分に特定していない。

そもそも、本件で問題とされているのは、被告が原告ら又は地域関係者に対して直接の差別行為をしたという事実ではない。問題とされているのは、地域情報の公表により、訴訟当事者以外の不特定多数又は第三者が将来差別をする可能性と不安である。

他方で、被告に対しては、「差別のおそれ」という抽象的評価が、報道上の異なる扱い、落選運動、候補者としての資格や適性そのものへの否定的評価、市民活動からの排除という、具体的かつ現実の不利益として作用している。

裁判所は、この非対称性を軽視すべきではない。

将来、第三者が差別する可能性という抽象的なおそれには強い司法救済を与えながら、原告らの訴訟活動及び前訴判決を呼び水として現に生じている被告への差別的・迫害的な排除効果を見捨てるならば、本件の判断は、差別の防止ではなく、特定の表現主体を排除する仕組みとして機能してしまう。

本件で原告らの請求を安易に認めることは、単に特定の記事又は動画を削除するにとどまらない。それは、被告の同和行政、部落問題、人権行政、反差別運動に関する取材、報道、批評及び政治活動を、「差別拡散のおそれ」という抽象的評価により広く排除する社会的根拠を与えることになる。

したがって、本件においては、前訴判決の結論や抽象的な「差別のおそれ」を機械的に拡張するのではなく、個別の原告、個別の記事、個別の動画、個別の記載又は場面ごとに、具体的な権利侵害及び損害の主張立証が厳格に求められるべきである。

少なくとも、原告らの現在の主張立証のまま、本件各投稿全体の削除、ウェブサイトへの掲載、書籍の出版、出版物への掲載等の一切の方法による将来公表禁止、仮執行宣言を認めることは、過大かつ不相当であり、許されない。

よって、原告らの請求は、いずれも却下又は棄却されるべきである。

以上